

神戸市経理適正化外部検証委員会報告書における提言の平成 25 年度
中間進捗状況及び神戸市経理適正化外部評価専門委員による評価・意見

神戸市経理適正化推進本部事務局

目 次

はじめに

- 1 経理適正化の取組に関するこれまでの経緯について…………… 1
- 2 神戸市経理適正化外部評価専門委員について…………… 1
- 3 経理適正化に向けた平成 25 年度の取組方針及び中間進捗状況等について…………… 1
- 4 平成 25 年度 取組方針に基づく中間進捗状況に対する専門委員による評価等について…………… 2

I. 平成 25 年度中間進捗状況

- (1) 組織としての推進に係る提案…………… 3
- (2) 職員の意識改革に係る提案…………… 3
- (3) 効果的な再発防止策の策定に係る提案
 - 《 i. 事務処理の理解に係る提案》…………… 4
 - 《 ii. 具体的な事務処理に係る提案》…………… 4
 - 《 iii. 予算執行に係る提案》…………… 4
 - 《 iv. モニタリングに係る提案》…………… 4
 - 《 v. 組織に係る提案》…………… 5
- (4) 市民への説明責任に係る提案…………… 5
- (5) 再発防止に向けた中長期的な取組についての提案…………… 6

II. 専門委員による評価、意見等…………… 8

III. 資料編

- ① 平成 25 年度の取組方針に基づく取組・進捗状況（項目別）
 - (1) 組織としての推進に係る提案…………… 11
 - (2) 職員の意識改革に係る提案…………… 11
 - (3) 効果的な再発防止策の策定に係る提案
 - i 事務処理の理解に係る提案…………… 12
 - ii 具体的な事務処理に係る提案…………… 12
 - iii 予算執行に係る提案…………… 13
 - iv モニタリングに係る提案…………… 13
 - v 組織に係る提案…………… 14
 - (4) 市民への説明責任に係る提案…………… 14
 - (5) 再発防止に向けた中長期的な取組についての提案…………… 15
- ② 平成 25 年度 「コンプライアンスシート」の発行状況…………… 16
- ③ 平成 25 年度 契約に係る事務調査…………… 17
- ④ 経理適正化推進本部会議等の公表…………… 18

はじめに

1 経理適正化の取組に関するこれまでの経緯について

本市では、平成 22 年に判明した不適正な経理処理を受け策定した再発防止策に関して、専門的かつ公正な視点からその実施状況の確認や効果について検証いただくため、外部の有識者 5 名からなる神戸市経理適正化外部検証委員会を設置し、平成 23 年 5 月に、実効性の高い再発防止と更なる経理適正化に向けた具体的な提言を含む神戸市経理適正化外部検証委員会報告書（以下「報告書」）を提出いただいた。

この提言を受け、平成 23 年 5 月に市長を本部長とする神戸市経理適正化推進本部（以下「推進本部」）を設置し、以降現在にいたるまで、全市をあげて不適正な経理処理の再発防止を徹底し、提言を踏まえた経理適正化に関する取組を総合的に推進している。

2 神戸市経理適正化外部評価専門委員について

報告書では、市民への説明責任に係る提案として、「再発防止策の実施等に透明性を持たせ、市民からの監視という機能をさらに有効なものとするため、再発防止策の実施状況ならびに検証委員会の報告に対する市の取組の進捗状況について第三者によるモニタリング体制を確立することが望ましい。」（報告書 38 頁）との提言も受けている。

これらの提言を踏まえ、市民への説明責任を徹底するため、報告書の提言を含む経理適正化に向けた様々な取組の実施状況に関する第三者によるモニタリング体制として、平成 24 年 2 月に経理適正化外部評価専門委員（以下「専門委員」）を設置し、以下の 3 名の委員に委嘱している。

名 前	備 考
うえたに よしひろ 上谷 佳宏	弁護士（弁護士法人東町法律事務所代表社員） ○神戸市経理適正化外部検証委員会委員
おくたに きょうこ 奥谷 恭子	公認会計士 有限責任監査法人トーマツシニアマネジャー ○神戸市経理適正化外部検証委員会委員
こんたに えいいち 近谷 衛一	元神戸市代表監査委員

3 経理適正化に向けた平成 25 年度の取組方針及び中間進捗状況等について

平成 25 年 6 月 10 日に開催した第 9 回推進本部会議では、平成 24 年度末時点での提言の進捗状況の報告とともに、進捗状況に対する専門委員による評価・意見等を踏まえ、経理適正化に向けた平成 25 年度の取組方針を決定した。

この取組方針に基づき、本年度も引き続き、不適正な経理処理の再発防止、経理適正化に向けた様々な取組を展開している。また、進捗状況については、半年程度を目処に、専門委員による評価等を受け、公表していくこととしており、このたび、平成 25 年度中間の進捗状況及びこれに対する専門委員による評価・意見等について、ここにとりまとめるとともに公表する。

4 平成 25 年度 取組方針に基づく中間進捗状況に対する専門委員による評価等について

(1) 評価の考え方

経理適正化に向けた平成 25 年度の取組方針に基づく経理適正化に向けた取組については、現時点では年度途中で進捗している段階であるため、今回の中間進捗状況の評価では各項目ごとの評価は実施せず、全体の取組状況に関して総合的な評価をいただくとともに、今後の取組を進めるにあたっての意見・提言をいただくこととなった。

(2) 評価の時点

平成 25 年 11 月末日時点での中間進捗状況

(3) 評価の仕方

専門委員によるヒアリング、取組状況に関する様々な資料の閲覧をもとに、専門委員相互の議論も踏まえ、それぞれの専門委員が個別に評価した。

なお、今回は専門委員相互の議論の中で、共通する意見等が多かったことから、三委員の共同意見・提言としてとりまとめることとなった。

○専門委員によるヒアリング、意見交換等の実施状況（計 4 回）

評価対象	開催日
25年度中間進捗状況	平成25年 8月23日（金）
	11月 1日（金）
	11月13日（水）
	12月 3日（火）

I. 平成 25 年度中間進捗状況

(1) 組織としての推進に係る提案

1. 市長をトップとした全庁をあげた再発防止策の推進（☞P16 資料②）

平成 23 年度に立ち上げた推進本部会議及び経理適正化委員会（以下「適正化委員会」）を引き続き定期的に開催し、経理適正化に向けた様々な取組を、推進本部のメンバーである局室区長を通じて全庁に対して周知徹底した。

また、課長級職員研修で市長自ら講話を行うなど、市政のトップである市長が先頭に立ち、再発防止と市民からの信頼回復に向けて取り組んでいる。

さらに、昨年度に引き続き、回覧式のコンプライアンスシートを発行するなど、職員へのコンプライアンスの周知、浸透を図った。

2. 監査、監察機能を有する機関等の連携強化

財務に関する監査等を実施する監査委員、内部監察を実施する行財政局監察室、会計事務検査を実施する会計室の三者が相互に情報共有を行うための場として、引き続き「監査・監察業務等に係る情報連絡会」を定期的に開催し、それぞれの機関が監査や監察、検査業務を行う過程で把握した経理処理の問題点や効果的な実施方法等についての意見交換・情報共有を行った。

なお、昨年度に引き続き、執行機関の内部統制の実施状況を対象とする監査を実施する予定である。

(2) 職員の意識改革に係る提案

1. 研修の継続的な実施

平成 22 年度より実施している全課長級職員を対象とした「事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修」をはじめ、係長昇任者や 3 級職員等の階層別研修、新たに審査担当者となる課長級職員を対象とする会計事務研修、課長級職員を講師とする全所属職員を対象とした「コンプライアンスの推進に係る職場研修」等、コンプライアンスの徹底や不適正経理の再発防止に向けた様々な研修を引き続き実施した。

このうち、「事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修」では、市長自らが、管理監督者が果たすべき職場でのコンプライアンス推進について講話を行うとともに、受講者自身の職場における取組等に関する自己評価を盛り込んだアンケートを実施した。

また、職場のコンプライアンスリスクに関する取組に際し、コンプライアンスに関する知識や心構えをチェックできるコンプライアンス基本チェックシートの活用を促すなど、研修内容の充実、改善に努めた。

2. 職員の賠償責任の明確化と懲戒処分の厳格化及びその周知啓発

平成 24 年 4 月に改定した懲戒処分の指針並びに同年 9 月に施行した職員の賠償責任に関する「神戸市会計規則」等の改定について、毎年各職場で実施している職場研修や監察室によるコンプライアンス・服務倫理出前研修等のあらゆる機会を通じて、引き続き職員への周知を図った。

(3) 効果的な再発防止策の策定に係る提案

《i. 事務処理の理解に係る提案》

1. 新たな事務処理に伴うマニュアル等の改定と周知啓発

平成 25 年 4 月からの新たな事務処理の対象範囲の拡大を受けて、既存のマニュアルやシステムの改定を実施するとともに、改定内容を盛り込んだ「新たな専決調達事務処理に関するマニュアル（概要版）」を平成 25 年 6 月に新たに発行し、各種研修や庁内イントラネットにより周知徹底を図った。

また、引き続き、市ホームページ内の「事業者向け情報」において、事業者に対して財務会計事務処理に関する情報発信を行うとともに、事業者からの意見の効果的な聴取方法等について検討を行った。

《ii. 具体的な事務処理に係る提案》

1. 新たな専決調達事務処理に係る基準・ルールの明確化

新たな事務処理の改定内容を盛り込んだ「新たな専決調達事務処理に関するマニュアル（概要版）」を発行するとともに、課長級職員研修等の各種研修や庁内イントラネットにより周知徹底を図った。

また、各職場で毎年実施している自主監査について、部長級職員による確認項目の追加やチェックシートの見直しなど、各職場による自律的なチェック機能の向上を図った。

さらに、委託契約等の実態調査を実施するとともに、新たな事務処理の対象範囲の拡大に係る各職場に対する意見聴取を行うなど、今後必要な制度見直しの検討を行っていく。

2. 備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化

備品管理に係る財務会計システムの操作を中心としたマニュアルを作成するとともに、備品管理に係る変更点やシステムの操作方法についての研修を実施するなど、職員への周知を図った。

また、昨年度実施した実地たな卸しのフォローとして実地調査を行うとともに、自主監査における部長級職員の確認項目に備品管理の状況を追加するなど、定期的なチェック体制の構築に努めた。

《iii. 予算執行に係る提案》

1. 予算の適正執行を反映した予算編成システムの構築

予算編成方針において、引き続き予算執行におけるコンプライアンスの徹底を周知するとともに、適正な節割での予算要求について周知を図った。

また、予算リサイクル制度について、各局室に対して四半期ごとの決算見込時に周知を行うなど、制度の積極的な活用についての周知を図った。

さらに、新たな事務処理の対象範囲の拡大を受けて、既存のマニュアルやシステムの改定するとともに、職員への周知を図った。

《iv. モニタリングに係る提案》

1. モニタリング可能な帳票類への改善

引き続き、発注管理簿等によるモニタリングの適正な実施について周知徹底を図るとともに、平成 25 年 4 月からの新たな事務処理の対象拡大に合わせ、システム改修を実施した。

今後も、帳票類やシステムの改善、充実に向け、引き続き関係課による検討を行っていく。

2. 所管課による専決調達に対する牽制機能の強化

予算編成方針において、予算執行におけるコンプライアンスの徹底を周知するとともに、自主監査における部長級職員の確認項目に各所属の予算執行状況管理に関する項目を追加するなど、所管部局における牽制機能の強化に努めた。

また、出納機関による牽制機能の観点から、引き続き審査のあり方について関係課による検討を行っていく。

3. 抽出調査の実施と結果の公表及び事業者への協力要請（☞P17 資料③）

監察室と会計室が連携し、事前通告なしの抽出調査（契約に係る事務調査）を、ランダムに選定した3所属に対して平成25年10月に実施した。その結果、再発防止のための事務処理手順に沿わない事例が散見されたものの、不適正な経理処理の事例はなかった。これらの調査結果については、第10回推進本部会議（平成25年11月11日）で報告し、公表した。

なお、調査結果については、具体的な事例として研修・啓発教材として活用していくとともに、事業者に対して、引き続き制度の周知と協力を要請していく。

《v. 組織に係る提案》

1. 一括調達システムの導入

共通物品一括調達制度について、平成24年度の運用状況を踏まえ、平成25年4月から対象品目を拡大した。あわせて、所管部局の執行機関の部局への移管について、関係課による検討を開始した。

また、インターネットによる購買システムも含めた全庁的な物品購入の仕組みづくりについて、引き続き検討した。

2. 契約事務総括部署の設置と相談体制の確立

新たな事務処理について、平成25年4月の対象拡大に伴うマニュアル等の改定を行うとともに、各種研修の実施による周知を図った。

また、委託契約についての実態調査を実施した。今後、調査結果を踏まえて契約手続の見直し等について検討する。

（4）市民への説明責任に係る提案

1. 再発防止策の実施状況等の公表（☞P18 資料④）

引き続き、経理適正化に関する方針決定を行う場である、推進本部会議を公開で開催するとともに、会議資料は議事要旨を含め、市ホームページを通じて全て公表した。また、市ホームページ内の「市長の動き」では、会議での市長の発言も含め、その概要を写真入りで掲載した。

2. 第三者によるモニタリングの実施

提言項目に関する市の取組状況について、引き続き、第三者として外部の有識者である専門委員3名が、それぞれの専門的知見を踏まえ、提言趣旨に沿った進捗が図られているかどうかの調査、評価を実施した。

あわせて、平成24年度末時点の取組状況に対する評価について、推進本部会議で報告し、公表した。

(5) 再発防止に向けた中長期的な取組についての提案

1. 「再発防止に向けた中長期的な取組についての提案」への対応

コンプライアンスの徹底、不祥事根絶のための取組の一環として、各職場ごとのリスクの「発見」「分析」「評価」「対策」によるコンプライアンスリスク管理を実施した。

また、局室区のコンプライアンス推進にかかる取組方針や各職場の取組状況に関する情報共有等を図るため、各局室区ごとに部局コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、市長をトップとした局長級職員で構成されるコンプライアンス対策会議を開催し、内部統制の確立に向けたコンプライアンス推進のための取組を進めた。

さらに、市民に対して財政状況を分かりやすく情報提供するため、市民に身近な事業や施設についての事業別行政コスト計算書を作成し、公表するとともに、平成24年度決算についても、引き続き『総務省方式改定モデル』に基づく財務諸表を作成し、公表する予定である。

(追記事項)

中間進捗報告の対象期間外である平成 25 年 12 月に、平成 23 年度予算執行に係る不適正な経理処理の事案（差替）が 1 件判明したため、厳正に対応した。

今後、専門委員意見も踏まえながら、継続的、体系的に研修を実施するとともに、現場の意見も踏まえた実効性の高い再発防止の取組を継続して進めることで、職員のコンプライアンス意識をより一層高めていく。

II. 専門委員による評価、意見等

上谷委員 奥谷委員 近谷委員	<p>1. 評価</p> <ul style="list-style-type: none">○ 全体としては、組織としての体制、職員の意識改革、再発防止策の構築は2年にわたる検証、規則の整備、マニュアルの策定等により、報告書における「再発防止に向けた提言」の各項目が概ね実行されていると評価する。○ 平成24年度末時点の取組に対する評価において述べた事項並びに「平成25年度経理適正化に向けた取組方針」についても、専門委員の意見等を斟酌した改善策等の策定及び運用に着手していることが認められるが、未だその効果等の評価をする段階には至っていない。 <p>2. 意見</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市長交代による新体制においても、従前の取組が後退することのないよう特段の配慮を持って対処されたい。あわせて、今後、新市長のリーダーシップのもとで、さらにコンプライアンス意識を向上され、実効性の高い再発防止策を進められたい。○ 制度やルールは、時代の推移により、実態にそぐわない事例が生じる可能性もある。法令等改正などに注意を払うとともに、現場の声を真摯に受け止め、時代に適合した制度改革が肝要である。○ これまでの取組の成果を持続させていくため、繰り返し継続的、体系的に研修を行い、職員にその意義を正しく認識、持続させていく必要がある。○ 出先機関では、事務改善に係る情報入手が遅れがちであるように見受けられるため、これら出先機関の職員に対する研修強化を要望する。○ 今後、再任用制度の導入により、従前の正規職員による事務事業執行という体制は大きく変化するものと考えられるため、再任用職員に対する研修も実施していく必要がある。○ 事業者に対して、軽微な書面上の欠落（契約日時、納入期日、検査員の検査実施確認印の漏れ等）により、不祥事事件につながる危険性を十分に説明し、事業者においても適切な事務手続を的確に行うよう繰り返し要望するとともに、事業者向け説明会の開催も検討する必要がある。○ 指定管理者制度が広がり、行政の一部が民間委託されていることが増えている中で、民間団体等に委ねたとはいえ最終的責任は行政が負わなくてはならないことに鑑み、業務の適正な執行を担保するため、これらの民間団体等に対するチェック体制の確立が求められる。○ 不適正経理の再発防止には、職員間の牽制機能だけでなく事業者の協力も不可欠であり、このためには事業者に対して、①職員から不適正な経理処理の要請があっても応じる必要はないこと、②理不尽な要求等の際には直ちに当局に通報すること、③通報による不利益は生じないことを周知徹底し、事業者の理解を得ることが肝要である。同時に、仮に事業者が不適正経理に荷担した場合は、以後の契約は差し止める位の決意を表明する必要がある。○ 契約に係る事務調査等、事業者の協力が不可欠な取組を進めていくためには、これら事業者の意見、要望、苦情を受け止める部門も必要と思われる。監察室の業務として取り入れ可能かどうかの検討を期待したい。
------------------------------	---

3. 提言

上記1記載のとおり、専門委員としては、報告書における提言内容が概ね実行されていると評価するが、新たな事務処理の導入並びに報告書への対応に伴う取組を職員はどのように評価しているのかについての意識調査をされることを提言する。

(1) 調査対象

- ① 局室区長及び部長級職員
- ② 平成22年11月29日から同年12月17日の間において実施した新たな専決調達事務処理の運用状況に関する職員向けアンケートの調査対象と同一の各所属（教育委員会学校園も含む）において物品等の専決調達事務処理（支出書類の作成等）に携わる担当職員及び係長級職員、所属長および学校園長

(2) 調査内容

回答が職員の過大な負担にならないような質問内容になるよう工夫したうえで、下記の各点を中心に質問する。

ア) 報告書の「組織としての推進に係る提案」（第5の2の(1)）に対応する主要な取組を例示したうえで、そのことが「組織としての推進」（第5の1の(1)参照）につながっていると評価するかどうか、及び「組織としての推進」に関する問題点。

イ) 報告書の「職員の意識改革に係る提案」（第5の2の(2)）に対応する主要な取組を例示したうえで、そのことが「職員の意識改革」（第5の1の(2)参照）につながっていると評価するかどうか、及び「職員の意識改革」に関する問題点。

ウ) 報告書の「効果的な再発防止策の策定～新たな事務処理を支える仕組みづくり～に係る提案」（第5の2の(3)）に対応する主要な取組を例示したうえで、そのことが「効果的な再発防止策」（第5の1の(3)参照）につながっていると評価するかどうか、及び「新たな事務処理」に関する問題点。

エ) 報告書の「市民への説明責任に係る提案」（第5の2の(4)）に対応する主要な取組を例示したうえで、そのことが「市民への説明責任」（第5の1の(4)参照）につながっていると評価するかどうか、及び「市民への説明責任」に関する問題点。

上谷委員

奥谷委員

近谷委員

Ⅲ. 資 料 編

《資料①》平成 25 年度の取組方針に基づく取組・進捗状況（項目別）

(1) 組織としての推進に係る提案

1. 市長をトップとした全庁をあげた再発防止策の推進

平成 25 年度の取組方針

今後も、不適正な経理処理の再発防止徹底に向け、経理適正化の様々な取組を組織として強力に推進し、実行していくため、引き続き、経理適正化推進本部会議並びに経理適正化委員会を定期的に開催する。

また、経理適正化に関する方針の決定機関である経理適正化推進本部を通じて、経理適正化に向けた様々な取組を局室区長から周知するとともに、各種研修や啓発媒体等を活用するなどあらゆる機会を通じて全庁の各種・各層の職員に対し、繰り返し周知徹底する。

さらに、平成 24 年度に実施した「経理事務のコンプライアンス等に係る職員意識調査」の結果も参考にしながら、神戸市職員コンプライアンス共有理念の周知が「押しつけ」とならないように、職員一人ひとりが共有理念を認識し実践に結びつけられるよう、引き続き、共有理念を研修等の様々な機会を通じて周知徹底するとともに、局・室・区・各職場における自律的な活動を促進する取組を実施する。

(主な取組)

- ・経理適正化推進本部会議の開催（2 回開催）
- ・経理適正化委員会の開催（4 回開催）
- ・課長級職員研修（平成 25 年 7 月）
- ・コンプライアンスシートの発行（9 部発行）

2. 監査、監察機能を有する機関等の連携強化

平成 25 年度の取組方針

再発防止策を強力に実行し重層的なチェック機能をより有効に発揮できるよう、引き続き、「監査・監察業務等に係る情報連絡会」について定期的かつ継続して開催し、監査、監察機能を有する機関のより一層の連携強化に取り組む。

また、平成 24 年度に引き続き、「執行機関の内部統制の実施状況」を対象とする監査を実施するほか、経理事務に関わる通報があった場合は直ちに必要な情報を共有するとともに、それぞれの役割と連携のもとに速やかに対処する。

(主な取組)

- ・監査・監察業務等に係る情報連絡会の開催（4 回開催）

(2) 職員の意識改革に係る提案

1. 研修の継続的な実施

平成 25 年度の取組方針

今後も、適正な事務処理に関する正確な知識習得はもちろんのこと、職員一人ひとりが日々の業務における言動や意思決定において、自発的にコンプライアンスの視点を常に意識する習慣を持ち組織風土の改善につなげていけるよう、継続して各種・各層の職員に対し、様々な研修を実施する。

また、研修の効果を持続的に高めていくため、抽出調査の結果など具体的事例の活用や参加型研修の導入、コンプライアンス意識の自己チェックの実施、受講者アンケートの実施など、研修内容がマンネリ化しないような工夫、改善に努める。

(主な取組)

- ・課長級職員研修＜再掲＞
- ・職場研修（平成 25 年 7 月～9 月）
- ・3 級職員研修（平成 25 年 7 月）
- ・係長昇任時研修（平成 25 年 7 月）
- ・新たな審査対象者に対する会計事務研修（平成 25 年 4 月）
- ・基礎実務研修（平成 25 年 6 月）
- ・主任研修（平成 25 年 10 月）

2. 職員の賠償責任の明確化と懲戒処分 of 厳格化及びその周知啓発

平成 25 年度の取組方針

今後も、24 年度に施行された違法な予算執行行為等に係る職員の賠償責任を盛り込んだ「神戸市会計規則」の趣旨及びその内容を正確に関係職員に周知するとともに、公金を扱う責任の重さの自覚、公金意識の徹底を図る。

また、違法な経理処理を含む不適切な事務処理の項目を加えた「懲戒処分の指針」を周知徹底し、不祥事根絶のため、さらなるコンプライアンス意識の向上を図る。

(主な取組)

- ・課長級職員研修<再掲>
- ・コンプライアンス・服務倫理出前研修（平成 25 年 8 月～10 月）

(3) 効果的な再発防止策の策定に係る提案

《 i 事務処理の理解に係る提案》

1. 新たな事務処理に伴うマニュアル等の改定と周知啓発

平成 25 年度の取組方針

事務処理の見直し等があれば、適宜、「財務会計事務の手引き」や「物品等の新たな専決調達事務処理に関するマニュアル」等の内容を改定し、研修等により職員に周知する。

また、マニュアルにおける重要な点について、コンプライアンスシート等の媒体を活用するなど、職員が理解しやすい形での啓発を適宜実施する。

事業者への周知啓発では、今後も、市ホームページでの情報発信や、適宜ダイレクトメールを送付するなど、引き続き情報提供を行う。

また、事業者の意見の聴取方法等を検討するとともに、得られた意見を踏まえて制度の点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する。

(主な取組)

- ・「財務会計事務の手引き」改定（平成 25 年 4 月）
- ・「新たな専決調達事務処理マニュアル概要版」発行（平成 25 年 6 月）
- ・コンプライアンスシート等による情報発信・周知啓発<再掲>
- ・市ホームページでの事業者への情報発信（随時）
- ・事業者への情報発信方法等の検討

《 ii 具体的な事務処理に係る提案》

1. 新たな専決調達事務処理に係る基準・ルールの明確化

平成 25 年度の取組方針

今後も、マニュアル等の整理、庁内イントラネットでの情報提供や研修等を行い、契約制度の周知徹底や各種・各層の職員の意識啓発に努める。

また、契約制度については、意見を踏まえて制度の点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する。

(主な取組)

- ・「新たな専決調達事務処理マニュアル概要版」発行<再掲>
- ・課長級職員研修<再掲>
- ・職場研修<再掲>
- ・基礎実務研修<再掲>
- ・新たな審査対象者に対する会計事務研修<再掲>
- ・自主監査項目の追加、見直し
- ・委託契約の取扱い変更の検討

2. 備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの特明確化

平成 25 年度の取組方針
財務会計システムによる備品管理の適正な運用を図るため、今後も、研修資料の改善・充実などを行うとともに、備品管理マニュアルを整備していく。 あわせて、備品管理の状況について、部長級職員が定期的にチェックする仕組みを検討する。

(主な取組)

- ・実務者研修 (平成 25 年 6 月)
- ・備品管理マニュアルの発行 (平成 25 年 7 月)
- ・実地調査の実施 (平成 25 年 8 月～9 月)
- ・自主監査項目の追加、見直し<再掲>

《iii 予算執行に係る提案》

1. 予算の適正執行を反映した予算編成システムの構築

平成 25 年度の取組方針
備品購入費などの所要経費について適正な予算計上を行うよう、引き続き周知徹底に努めるとともに、平成 24 年度決算における流用状況の分析・検証し、必要に応じて今後の予算編成に適宜反映させる。 また、計画的な予算執行と適正な経理処理を徹底するため、各所属における予算執行状況の把握について、引き続き周知に努める。 さらに、「予算リサイクル制度」の積極的な活用に向けて、経費の節減に取り組んだ所管課に対してメリットが還元されるという委員会提言の趣旨も含め、機会あるごとに全庁に対する周知に努める。

(主な取組)

- ・予算執行通知等での周知 (平成 25 年 4 月、8 月)
- ・「予算執行状況の取り扱いについて」の周知、活用 (随時)
- ・予算リサイクル制度の積極的な活用に関する周知 (随時)
- ・既存システム、マニュアルの改定

《iv モニタリングに係る提案》

1. モニタリング可能な帳票類への改善

平成 25 年度の取組方針
今後も、必要に応じて帳票類の改善、充実を図りながら、モニタリング可能な帳票類の整備に努める。 また、発注管理簿が作成されない項目 (定例支出、例外的処理など) も含めて、より効率的・効果的な発注管理方法について検討する。

(主な取組)

- ・財務会計システムの改修 (平成 25 年 4 月)
- ・システム改修に関する検討

2. 所管課による専決調達に対する牽制機能の強化

平成 25 年度の取組方針
計画的な予算執行と適正な経理処理を徹底するため、各所属における予算執行状況の把握について、引き続き周知に努める。 また、出納機関による牽制機能が十分に発揮できるような審査のあり方を検討する。

(主な取組)

- ・事務処理の適正化に関する周知 (随時)
- ・出納機関の牽制機能に関する協議、検討
- ・自主監査項目の追加、見直し<再掲>

3. 抽出調査の実施と結果の公表及び事業者への協力要請

平成 25 年度の実施方針
「契約に係る事務調査指針」に基づく抜き打ちによる抽出調査を定期的実施するとともに、抽出調査の結果を元に原因やとるべき方策を研修教材として活用するなど、再発防止に向けた周知徹底を図る。 また、事業者への協力依頼については、取引実績を精査し、通知先をさらに増やすとともに、事業者の協力義務を明確にするために契約約款を改定する。

(主な取組)

- ・事業者の協力義務に関する事項の追加（発注書：平成 25 年 4 月、契約約款：平成 25 年 6 月）
- ・契約に係る事務調査指針に基づく抽出調査の実施（平成 25 年 10 月）
- ・コンプライアンスシート等による情報発信・周知啓発<再掲>

《v 組織に係る提案》

1. 一括調達システムの導入

平成 25 年度の実施方針
共通物品一括調達制度の利用実態を踏まえ、共通物品の品目等の拡大など、制度の運用改善を図る。なお、共通物品一括調達制度の事務については、現在出納機関である会計室が所管しているため、執行機関の部局に移管するよう検討する。 また、インターネットによる購買システムも含めた全庁的な物品購入の仕組みづくりについて、不適正な経理処理の再発防止の趣旨を踏まえた上で、費用対効果、効率性、人員体制、契約方法などについて、引き続き総合的に検討する。

(主な取組)

- ・共通物品一括調達制度の対象品目等の拡充（平成 25 年 4 月）
- ・執行機関の部署への事務移管に関する検討
- ・インターネット調達に関する検討

2. 契約事務総括部署の設置と相談体制の確立

平成 25 年度の実施方針
今後も、契約監理課の新設に伴う効果やその実績を検証するとともに、マニュアル等の整理、庁内インターネットでの情報提供や研修等を行い、契約制度の周知徹底や職員の意識啓発に努める。 また、契約制度について、事業者等の意見を踏まえて制度の点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する。

(主な取組)

- ・「新たな専決調達事務処理に関するマニュアル（概要版）」の発行<再掲>
- ・基礎実務研修<再掲>
- ・課長級職員研修<再掲>
- ・職場研修<再掲>
- ・「契約事務の執行に関する検討委員会」（平成 25 年 10 月）
- ・委託契約の取扱い変更の検討<再掲>

(4) 市民への説明責任に係る提案

1. 再発防止策の実施状況等の公表

平成 25 年度の実施方針
今後も、提言を踏まえ、積極的に市民への説明責任を果たすべく、再発防止策の実施状況を含む経理適正化の取組を適宜公表していく。

(主な取組)

- ・経理適正化推進本部会議の開催と会議資料等の市ホームページでの公表<再掲>

2. 第三者によるモニタリングの実施

平成 25 年度の取組方針

取組状況について、半年程度を目処に外部評価専門委員による評価を受け、公表していく。

(主な取組)

- ・ 専門委員による評価の実施
- ・ 平成 24 年度末時点（第 9 回本部会議（6 月 10 日））にて報告、公表

(5) 再発防止に向けた中長期的な取組についての提案

1. 「再発防止に向けた中長期的な取組についての提案」への対応

平成 25 年度の取組方針（基本的事項）

あわせて、報告書において、「再発防止に向けた中長期的な取組についての提案」とされた「内部統制システムの確立全般に関する提案」及び「リスク管理体制・コンプライアンス体制の確立に関する提案」、「会計事務処理に関する提案」について、提言の趣旨を踏まえ、引き続き研究・検討を進めていく。

(主な取組)

- ・ コンプライアンス対策会議の開催（平成 25 年 7 月）
- ・ 職場におけるコンプライアンスリスク管理の実施（平成 25 年 7～9 月）
- ・ 課長級職員研修<再掲>
- ・ コンプライアンスシートの発行<再掲>
- ・ 部局コンプライアンス推進委員会の開催（随時）
- ・ 平成 24 年度事業別行政コスト計算書の発行、公表（平成 25 年 9 月）
- ・ 「総務省方式改定モデル」による財務諸表の作成

《資料②》平成25年度 「コンプライアンスシート」の発行状況 (本文P3 I-(1)-1)

発行No.	発行年月	タイトル
9	平成25年4月	“早めに” “スッキリ” バトンタッチ！ ～風通しの良い職場づくり～
10	平成25年4月	“ちょっとぐらい大丈夫” という気持ち、持っていませんか？ ～不適正経理の再発防止について～
11	平成25年5月	お金の取扱いはきっちり行いましょう。
12	平成25年6月	記録することって大切です。
13	平成25年7月	ルールを守ることは、コンプライアンスの第一歩です！ ～決められた手順で業務を行っていますか？①～
14	平成25年8月	パブコメ。いつやるの？ ～決められた手順で業務を行っていますか？②～
15	平成25年9月	「もしかしたら…」と思うことが大切です。 ～職場におけるコンプライアンスリスク管理～
16	平成25年10月	気軽に投稿したつもりが思わぬ結果になることがありますヨ。 ～サービス事故の防止について～
17	平成25年11月	日々の業務を振り返ってみましょう。 ～11・12月は自主監査月間です！～

コンプライアンスシートNo.10 (平成25年4月発行②)

※ このシートは、出力して、必ず単独で閲覧してください。
※ 閲覧後は、所属職員がいつでも閲覧できるように保管しておいてください。

コンプライアンス推進(副)責任者 発行確認印

“ちょっとぐらい大丈夫” という気持ち、持っていませんか？

～不適正経理の再発防止について～

神戸市は平成22年に発覚した不適正な経理処理によって、職員に対する市民からの信頼を大きく損なってしまいました。その後、このようなことを二度と起こさないために、「コンプライアンス共有理念」の下、書面による発注などのルールを新たに作り、信頼の回復に向けて取り組んでいるところです。

しかし、残念ながら、平成24年度に契約に関する事務調査をいくつかの職場で抜き打ちで行ったところ、以下のような不適正な経理処理や事務処理手順に沿っていない事例が見つかりました。

一部の職場で不適正な経理処理を行っている、市民から「市役所全体がそのような経理処理を行っているのだから」と思われてしまい、他の職員の懸命な努力が台無しになってしまいます。

◎今回の調査で見つかった不適正な経理処理の事例◎

仕事に必要な備品を買って、消耗品(需用費/消耗品費)で支出命令書を作成し、支払った。

「差し替え」で購入するなどの不適正な経理処理を行ってはいけません。複数人で納品検査を行い、手順に沿った事務処理を行っているか、職場の中で確認することが大切です。

そのほか、不適正な経理処理ではありませんが、望ましくない処理の仕方を行っている事例(次ページに掲載)もありましたので、職場でそのような処理をしていないか改めて点検してください。

平成25年度より「新たな専決調達事務処理」の対象範囲を拡大しました。

今回追加されたもの 需用費(燃料費、修繕料(小修繕を除く))、役務費(一般役務費)、使用料及び賃借料(一般使用料等、自動車借上料)

なお、今後、職員のみならずが事務処理の方法を理解しやすいように、マニュアル等の整理、庁内イントラでの情報提供や研修の実施を予定しています。また、制度についても改めて点検を行い、必要に応じて整理や見直しを検討する予定です。

〔新たな専決調達事務処理に関するイントラ掲載アドレス〕
<http://intra.gov.city.kobe.jp/11/33/index.html>
担当課：行財政局契約監理課(直通322-6828・内線2658)

行財政局監査室(直通322-6507・内線2484)

No.10

コンプライアンスシートNo.15 (平成25年9月発行)

※ このシートは、出力して、必ず単独で閲覧してください。
※ 閲覧後は、所属職員がいつでも閲覧できるように保管しておいてください。

コンプライアンス推進(副)責任者 発行確認印

「もしかしたら…」と思うことが大切です。

～職場におけるコンプライアンスリスク管理～

自分では気をつけて事務処理をしているつもりでも、十分にチェックする時間がなく、ミスに気づかないまま処理をして、後でヒヤッとした経験はありませんか？事務処理の仕方を十分に理解していなければ、間違った処理や必要な手順を踏まない処理をしてしまう可能性があります。

ミスは、時には“こんなことになるなんて思ってなかった…”と後悔するような重大な問題に発展してしまうこともあります。そういうことが起こらないようにするためには、担当している業務に関する法律、規則、要綱などのルールをよく理解する必要があります。また、日々の業務を見回して、“これはどうか”と感じることや、“もしかしたら重大な問題になるかもしれない”と感じることはないか、職場にひそむコンプライアンスリスクを普段から考える心がけてください。職場におけるリスクは「リスク管理シート」を活用するなど職場全体で共有し、対策を検討するようにしましょう。

※コンプライアンスを徹底し、不祥事をなくすために※

一人ひとりの取り組み

- ※コンプライアンス条例に従いましょう。
- ※法令に従って、常に誠実で公正・公平な職務を行いましょう。
- ※高い倫理意識を持ちましょう。市民に説明ができない行為をしてはいけません。
- ※前例踏襲ではなく、市民の立場に立って、業務改善・意識改革に取り組みしましょう。
- ※市民から託された税金を扱っていることを認識し、適正な手続きに基づいた業務を行いましょう。
- ※風通しのよい職場づくりに努めましょう。
- ※個人情報、適正・厳正に管理し、市民に分かりやすく説明する責任を果たせるように心がけましょう。

※名刺ケースに入れている「コンプライアンス実行宣言」カード(署名入り)に書いています。常に意識してください。

「職場におけるコンプライアンスリスク管理の実施」(平成25年7月22日付行監第261号)により職場で洗い出したリスクとその対策を、自主監査チェックリストを使うなどして、定期的に職場で点検してみてください。

行財政局監査室(直通322-6507・内線2484)

No.15

第 10 回 神戸市経理適正化推進本部会議 資料 1

平成 25 年度 契約に係る事務調査結果及び改善措置等

内部牽制機能の強化を通じて不適正な経理処理の再発防止を徹底するとともに、市の予算執行に伴う契約事務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として、神戸市行政調査規則第 6 条（事務調査）、契約に係る事務調査指針（以下「指針」）に基づき、契約に係る事務調査を実施したので、指針第 8 条により以下のとおり調査結果及び改善措置の要旨を公表する。

1 調査概要

(1) 対象事務

物品・役務の調達事務のうち、平成 25 年 4 月から 6 月に支出（平成 24 年度、平成 25 年度）された消耗品費、印刷製本費、修繕料、一般役務費、備品購入費から、行財政局監察室がランダムに選定した調査対象課による 15 事業者との 222 件の調達事務

(2) 調査対象課

- ・環境局資源循環部西クリーンセンター
- ・垂水区まちづくり推進部まちづくり課
- ・消防局総務部施設課

(3) 調査方法（指針第 5 条）

- ・対象の調達事務に関する会計関係書類を実地調査した。特に、事前に取り引相手の 15 事業者に協力要請し、任意提出を受けた得意先台帳や発注書の写し等と調査対象課が保存する支出関係書類とを照合した。
- ・対象の調達事務により購入した備品等を現物確認した。
- ・その他、発注管理簿、備品管理簿等必要と思われる帳簿類等を確認した。
- ・対象の調達事務に関わった調査対象課の職員及びその上司からのヒアリングを実施した。

(4) 調査日時等（指針第 4 条）

平成 25 年 10 月中に行財政局監察室及び会計室職員数名が調査対象課に出向き、実地調査（各所属 1 日）を実施するとともに、実地調査結果を踏まえ、引き続き確認調査を実施した。なお、実地調査前に調査対象課や所管部局に調査の有無や調査日時を連絡していない。

2 調査結果

調査対象課への実地調査前に、対象の調達事務に関する得意先台帳類や発注書の写し等の任意提出を事業者に求めたところ、15 事業者すべてが協力に応諾した。これにより事業者から提出を受けた台帳類等の精査と調査対象課への実地調査等の結果、書類の記載漏れなど一部執行上の不備が見受けられたものの、いずれも不適正な経理処理の事例はなかった。

詳細は、下記のリンク先の「推進本部会議」資料をご覧ください。

http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/finances/keiritekiseikahonbukaigi/img/10_shiryou1.pdf

《資料④》 経理適正化推進本部会議等の公表（神戸市ホームページ掲載分より抜粋）（本文P5 I-(4)-1）

現在位置 [トップページ](#) > [総合メニュー](#) > [市政情報](#) > [審議会・委員会](#) > [行財政局](#) > 神戸市経理適正化推進本部会議

神戸市経理適正化推進本部会議

ツイート 0

おすすめ 0

会議の目的

不適正な経理処理の再発防止策として、新しい事務処理を平成22年7月より実施しています。

この再発防止策を外部の視点から検証いただくため、弁護士や公認会計士からなる「神戸市経理適正化外部検証委員会」を設置し、ご審議いただいておりますが、審議の結果、再発防止の徹底を図るための様々な提言を含めた報告書が、平成23年5月上旬に伊東委員長から矢田市長へ提出されました。

この提言を踏まえた再発防止の徹底、経理適正化に関する取組を、全庁的な体制のもとで総合的に推進するため、市長を本部長、副本部長を副市長とし、各局室区長等を構成員とする「神戸市経理適正化推進本部」を設置しました。

・ [神戸市経理適正化外部検証委員会のページへ](#)

第10回 神戸市経理適正化推進本部会議

日時 平成25年11月11日（月曜） 9時00分～9時10分

場所 市役所1号館14階 AV1会議室

議題 1. 平成25年度 契約に係る事務調査結果及び改善措置等

第10回会議資料は下記PDFファイルのとおり

[第10回 神戸市経理適正化推進本部会議 議事次第\(PDF形式:67KB\)](#)

[第10回 神戸市経理適正化推進本部会議 資料1\(PDF形式:185KB\)](#)

推進本部会議の開催状況、議事内容、配布資料（PDFファイル）を掲載。

第9回 神戸市経理適正化推進本部会議

日時 平成25年6月10日（月曜） 9時00分～9時30分

場所 市役所1号館14階 AV1会議室

議題 1. 神戸市経理適正化外部検証委員会報告書における提言の平成24年度末進捗状況及び神戸市経理適正化外部評価専門委員による評価結果

神戸市ホームページ「神戸市経理適正化推進本部会議」より

[\(http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/finances/keiritekiseikahonbukaigi/\)](http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/finances/keiritekiseikahonbukaigi/)